

監査報告書

令和6年5月15日

学校法人 昭和薬科大学

理事会 御中

学校法人 昭和薬科大学

監事 長野 哲雄

監事 亀山 浩一

私たちは、学校法人昭和薬科大学の監事として、私立学校法37条第3項に基づいて同法人の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

その結果、同法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は無いかを認めました。

以上